

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人年金と税金

Q：私は、公的年金だけでは老後の生活費として十分ではないと考え、生命保険会社の個人年金に加入することにしました。

この個人年金を受け取った場合、税金がかかりますか。

A：保険料を負担した者、年金受取人など保険契約の内容に応じて、所得税、住民税、贈与税、相続税が課税されます。

【解説】

- (1)個人年金の契約者（保険料の負担者）と年金受取人が同一の場合・雑所得として所得税と住民税が課税されます。
- (2)個人年金の契約者と年金受取人が違う場合・年金受取人に対して受け取る時点で贈与税が課税されます。また、毎年受け取る年金には、雑所得として所得税と住民税が課税されます。
- (3)年金受給者が死亡しその相続人が年金継続受取人になる場合・年金受給権に相続税が課税されます。また、毎年受け取る年金については、雑所得として課税されます。

なお、次の条件を満たした個人年金については、生命保険料控除の対象となります。

- (1)年金の受取人は契約者又は配偶者が生存している場合は、そのどちらかとする
- (2)保険料、掛金は年金支払開始前10年以上の期間、定期的に支払うこと
- (3)年金の支払いは受取人が60才以後10年以上の期間か、生存期間に、定期的に行うこと

